

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」に係る
わたしの意見提案制度の実施について

下記により、「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」に係るわたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施します。

1 意見募集事案 「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」

2 意見募集期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 30 日（水）

3 意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- （１）市内に住所を有するかた（２）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- （３）市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた（４）市内に存する学校に在学するかた
- （５）意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

4 公表資料の縦覧場所等

- （１）令和 7 年 4 月 1 日（火）から次の縦覧場所に備付け（閉庁日、休館日を除く。）

青森市都市整備部建築指導課（本庁舎 3 階）、ロビー（本庁舎 1 階）、情報公開コーナー（本庁舎 3 階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎 1 階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎 1 階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎 1 階）、各支所（5 箇所）、各市民センター（11 箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館 以上 25 箇所

- （２）令和 7 年 4 月 1 日（火）から青森市ホームページに公表資料を掲載

- （３）広報あおもり 4 月号に掲載

5 意見の提出方法

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）」に対する修正意見、付加意見、代案を次の方法で提出できるよう募集します。

ご意見を提出する際には、氏名及び住所（法人その他の団体等の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）を明記。

市内に住所を有しないかたは、上記 3 の（１）以外の区分を明記・選択。

- （１）電子メール 青森市ホームページのトップページ > 市政情報 > 広聴 > 市民参加の広場内にある「わたしの意見提案制度」の該当するページから送信
- （２）郵送（封書・はがき） 〒030-8555（住所不要）青森市都市整備部 建築指導課宛
- （３）ファックス 017-752-9015（建築指導課内ファックス）
- （４）直接持参 青森市都市整備部 建築指導課（本庁舎 3 階）

令和 7 年 3 月 6 日
都市建設常任委員会
都市整備部建築指導課

6 結果の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方については、令和 7 年 6 月に公表する予定です。

7 問合せ先 青森市都市整備部 建築指導課 電話 017-752-8295